

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

8月8日～9月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	8月28日(水) 10:00～12:00	市役所 第1相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20	市民課市民相談担当(☎594-5529)	
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	8月27日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	8月19日(月)・28日(水)、9月4日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	9月2日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	8月23日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	障がい者福祉課相談支援担当(☎594-5535)
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	8月17日(土)、9月3日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	8月16日(金) 13:30～15:30	コミュニティセンター	
	9月7日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	8月17日(土)、9月7日(土) 9:00～12:00	市役所 第1相談室	産業観光課商工労政担当(☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当(☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	8月19日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑦

■注文していないのに商品を送りつけ 代金を請求する「送りつけ商法」に注意

△△健康食品会社と名乗るところから「先日ご注文の健康食品を送ります」との電話を受けたA子さん(73歳)。驚いて「注文はしていません」と言ったところ、強い口調で「注文の記録が残っている」と言って電話を切られたとのこと。後日、宅配便で健康食品と一緒に1万5,000円の請求書が送られてきて、どうしてよいか分からず受け取ってしまったが、代金を払わなければならないのかとの相談が寄せられました。

注文もしないのに一方的に商品を送りつけ、相手から返送または購入しない旨の通知がない限り、勝手に購入の意思があるとみなし、その代金を請求する商法を「送りつけ商法」または「ネガティブ・オプション」と言います。ところが、一方的に送られてきたといっても、その商品は事業者の所有物なので、商品を勝手に処分することはできません。

では、いつまでも保管しなくてはならないかというと、特定商取引に関する法律では、送りつけられた商品を受け取った日から14日間(商品の引取りを業者に請求した

場合は7日間)過ぎてても事業者が引き取らなければ、代金を支払う必要はなく、商品を自由に処分しても良いことになっています。A子さんには以上を説明しましたが、念のため書面で購入の意思のないことを伝え、商品は着払いで返送するようにと助言。その後、事業者からは何の連絡もなく解決しました。

最近では、代金後払いではなく代引配達で送りつけられる場合が増加。支払ってしまった代金を取り戻すことは非常に困難です。注文したかどうか不明の場合は、一度受け取りを保留にしたうえで、確認したいものです。注文していない場合には、はっきりと断りましょう。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話での相談も受け付けます)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-3448-1409)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.13

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。



☎ 協働推進課セーフコミュニティ担当 (☎594-5571)

平成25年度第2回セーフコミュニティ対策委員会を開催

6月27日・28日に、第2回セーフコミュニティ対策委員会を開催しました。

前回までの議論を踏まえ、優先的に取り組むべき課題等について引き続き検討を行いました。

「交通安全」「災害時の安全」「犯罪の防止」「高齢者の安全」「自殺」の5つの対策委員会において、取り組むべき2つの大きな課題が確定しました。

次回の対策委員会では、それらの課題を解決するための具体的な対策について議論を行います。



小諸市交通安全対策委員会の取組みを視察

5月31日、交通安全対策委員会委員と事務局で、セーフコミュニティの先進地である長野県小諸市を視察しました。

高齢者のための交通安全の取組みとして、ミュージカルを交えた交通安全教室を体験してきました。

この他にも、交通安全の〇×クイズや、脳のトレーニングなど盛りだくさんの内容で、受講者を飽きさせず、集中させる工夫がされていました。

教室には大勢の高齢者が参加しており、参加者の意識の高さに驚きました。



北本あんぜん情報 第67号

夏季の防犯対策!していますか?

～2階でも泥棒や性犯罪者は侵入します～

外出時だけでなく、寝苦しい夜でも戸締りが必要です。ちょっと窓を開けて就寝する時には補助錠等で窓を固定しましょう。

～外出先では～

海や山など避暑地を求めて外出する機会が増える時期です。

○持ち歩く貴重品は最小限に、バッグ等はできるだけ身につけましょう。

○プールサイド等に貴重品を置き去りにしていませんか? 鍵のかかるロッカーを利用しましょう。

子どもの安全を見守るために

～子どもが一人になる機会を狙っています～

子どもたちが楽しみにしている夏休み、犯罪に巻き込まれたりしては台無しです。

○屋外では、子どもを一人で遊ばせない。

○危険な場所には立ち入らない。

○防犯ブザーを持たせる。

○誰と、どこで何時まで遊ぶのかを把握する。

など、家庭で子どもとしっかり話をしておきましょう。

振り込め詐欺にはだまされないぞ!

～犯罪の発生に夏休みはありません～

振り込め詐欺は後を絶たず、その手段方法も悪質・巧妙化しています。また、昨年県内での被害者は90%以上が60歳以上で、女性が多いようです。

○携帯の番号が変わった⇒元の電話番号に確認する。

○医療費の還付金がATMで受け取れる⇒詐欺です。

○代わりの者が取りに行くから△△で待ち合わせ⇒本人以外に渡さない。

○警察官、銀行協会職員が通帳やキャッシュカードを預かる⇒絶対にありません。

【一人で在宅中の時には、留守番電話の設定をする】

【困った時こそ家族の絆～合言葉を決めておく・相談する】

防犯情報配信中
e防メールサービスをご利用ください。
ebouhan@soho-salon.com

